

## 議第66号

三島市手数料条例の一部を改正する条例案

三島市手数料条例（平成12年三島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第33号の次に次の1号を加える。

(33)の2 建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請  
に対する審査 1件につき27,000円

第2条第39号の2及び第39号の3中「分けて」の次に「増築等を含む」を加える。

第2条第39号の4を次のように改める。

(39)の4 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事  
を行う場合の全体計画に関する認定の申請に対する審査 1件につき27,000円

第2条第39号の4の次に次の2号を加える。

(39)の5 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事  
を行う場合の全体計画の変更に関する認定の申請に対する審査 1件につき  
27,000円

(39)の6 用途を変更して一時的に興行場等として使用する建築物に関する許可の  
申請に対する審査 1件につき120,000円

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年6月27日提出

三島市長 豊岡 武士